

คำชี้แจง เรื่อง การใช้สิทธิและประโยชน์การยกเว้นภาษีเงินได้นิติบุคคลของโครงการที่ได้รับการส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนกรณีพิเศษ ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 3/2550,2/2552.,2/2553,3/2554และ6/2554

投資委員会事務局の説明書

件名：投資委員会布告第 3/2550 号、第 2/2552 号、第 2/2553 号、第 3/2554 号、第 6/2554 号に基づく特別奨励政策における奨励企業の法人税免除恩典

特別奨励政策における奨励企業の法人税免除恩典の利用をより明確にするために、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は 2011 年 7 月 4 日付け説明書件名：投資委員会布告第 3/2550、2/552、2/2553、3/2554 および 6/2554 号に基づく特別奨励政策に基づく奨励プロジェクトの法人所得税免除恩典の利用を撤廃し、新たに恩典の利用に関する説明書を以下の通り発布する。

1. 既存事業とは投資委員会布告第 3/2550、2/552、2/2553、3/2554 および 6/2554 号に基づく特別奨励政策に基づく奨励プロジェクトの法人所得税免除恩典を申請する前にすでに操業し、収入が発生している事業を意味する。
 2. 法事所得税免除対象となる収入は奨励証書受領後に発生したものとする。
 3. 2012 年の会計年度以降の法人所得税免除恩典の利用について奨励プロジェクトに基づき実際投資して投資金額マイナス前年に利用された免税額の残りを上限に免税恩典の利用ができるものとする。
 4. 奨励者が利益が発生し、法人所得税免除恩典を利用せずに法人所得税を支払った場合、支払った法人所得税は奨励証書に謳われた免除税額から引かれることがないが、法人所得税免除期間は奨励証書に謳われた収入発生日より引き続き継続するものとする。
 5. 既存の奨励事業の場合、新しい奨励証書が発行されたときに既存の奨励証書を取り消す。
- 以上、お知らせする。

投資委員会事務局

2012 年 1 月 3 日